

- 国が導入を進める電子カルテ情報共有サービスの3文書6情報に加えて、**検査画像など医療連携の推進や患者の満足度向上につながる医療情報を、電子カルテを導入したすべての医療機関間で連携・共有**
- 患者自身も連携された検査画像などの医療情報を閲覧できるとともに、**医療機関への診療予約や患者へのプッシュ通知機能等のサービスを提供できる環境を整備し、患者や家族の利便性を向上**

—目指す姿—

全国医療情報プラットフォーム(国)

医療情報基盤

- 電子カルテ情報共有サービス (3文書6情報)
- オンライン資格確認等システム
- 電子処方箋管理サービス

マイナポータル



患者情報

介護情報基盤

行政・自治体情報基盤

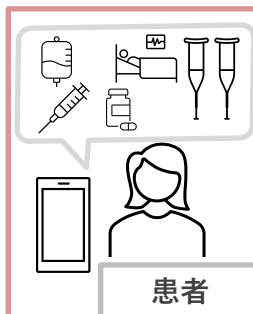
* 3文書：健康診断結果報告書、診療情報提供書、退院時サマリー
6情報：傷病名、感染症情報(一部のみ)、薬剤禁忌情報、アレルギー情報、検査情報(一部のみ)、処方情報

新たな医療情報連携基盤(都)



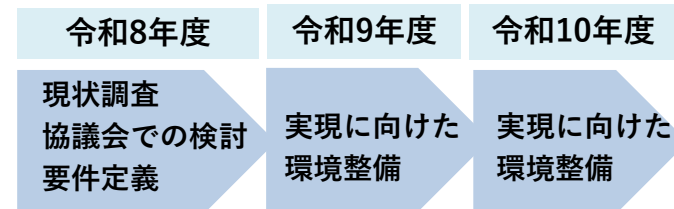
- すべての医療機関間で医療情報の連携・共有
- 検査画像など、充実した連携項目で医療サービスの質を向上

実現に向けた現状調査、要件定義



- 過去の自分の医療情報(検査画像等)の閲覧が可能
- 医療機関へのweb予約やプッシュ機能により利便性向上

3か年のスケジュール



現在、電子カルテを基盤として、国が医療情報共有のための電子カルテ情報共有サービスの導入準備を進めているが、電子カルテ間で情報共有できる情報は3文書6情報に限られる。医療の質と患者サービス向上には、検査画像など必要となる医療情報を追加して連携していくことが必要である。

令和8年度は具体的な仕組みづくりに向け現状を調査するとともに、必要な機能を整理・検討のうえ要件定義に着手する。

令和9年度以降、さらなる医療連携の推進や、患者自身の利便性向上にもつながる新たな医療情報連携基盤を構築し、順次運用していく。